

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

古賀市では、生涯学習・社会教育の基盤整備とその推進を通して主体的に学び活動する人づくりを進め、住民一人ひとりが地域コミュニティづくりへ積極的に参画するまちづくりをめざし、平成15(2003)年度に第1次生涯学習基本計画を策定しました。

この計画において、生涯学習振興の目標を「人として生き抜く優しさとたくましさを持った人づくり」と「活気と誇りに満ちたコミュニティづくり」と定め、各施策に基づいて実施される学習活動を通じて、総合的に人づくり・コミュニティづくりを進めてきました。

平成26(2014)年度から施行した第2次生涯学習基本計画は、第4次古賀市総合振興計画(マスタープラン)に基づき、まちづくりにおける「豊かな土壌づくり」、生涯学習を通してさまざまな人や団体が育ちあい、つながりあい、ともに古賀市を支えていく土台作りを計画として位置づけ、施策を進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の猛威をはじめとして、予測困難な社会情勢の変化が次々と起こり、それに応じて生涯学習・社会教育を巡る議論や活動環境も変化を余儀なくされてきました。

世界に目を向けると、グローバル化や情報通信技術、脱炭素化に向けた全世界的な取り組みなどが目に見えて進展する一方、不安定な国際情勢に起因する混乱が続くなど、人・モノ・金・情報やさまざまな文化や価値観が国境を越えて流動するなど、変化が激しく先行きが不透明な状況となっています。

国内では、長らく経済の停滞が続いており、少子・高齢化や人口減少が顕著になってきたことから、社会のつながりの希薄化や格差の再生産・固定化など、さまざまな問題がより顕在化し、社会全体の活力低下や不安定化が課題となってきています。

このように、変化が激しく、多様化が一層進行する現代社会においては、一人ひとりが自分の人生とつぶさに向き合い、豊かで幸せを感じられる生涯を送ることが一層たいせつになってきています。

そのため、今、「生涯学習・社会教育」の重要性がさまざまな方面から改めて問われています。

そこで、本計画では、古賀市におけるこれまでの生涯学習・社会教育に関する取り組みやまちづくりへの関わりについて振り返り、昨今の国内外の動向を踏まえたうえで、改めて古賀市における生涯学習・社会教育振興の目的を市民と共有し、生涯学習・社会教育のさらなる進展を実現するための基本的な方向性を示すこととしました。

2. 計画の位置づけと計画期間

本計画においては、教育委員会所管の生涯学習・社会教育振興施策はもとより、市長部局で実施している施策に関しても生涯学習・社会教育の観点からとらえ、生涯を通じた「学び」や、新たな制度や価値観などを伝える社会義務として体系化し、さまざまな施策を貫く計画として位置づけます。

すなわち、古賀市の令和4（2022）年度から10年間のまちづくりの指針となる第5次古賀市総合計画（マスタープラン）に基づき、「子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が社会教育、スポーツ活動や文化活動などを通じて地域を中心に相互に学び合い、新たな社会課題に自ら進んで対応し、豊かに暮らせるまち」となるための計画として位置づけるものです。

それぞれの施策の具体的な推進に関しては、それぞれの施策に関わる計画や方針、個別の事業に基づいて実施します。

なお、本計画の計画期間は令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間です。